

『地域経済学研究』 投稿規定

1. 『地域経済学研究』の構成について

学会誌『地域経済学研究』は、年間2号を発行し、大会特集・小特集、企画特集、投稿論文、書評及び寄稿推薦論文（会員からある会員に是非執筆して欲しいという推薦があれば、編集委員会で検討のうえ寄稿を依頼する論文）等を柱にして編集する。

2. 大会特集・小特集について

大会特集では、前年の秋季に開催された大会のエッセンスを伝える。大会報告については原則として報告者自身による書き起こし原稿とし、シンポジウム討論や大会プログラムなども収録する。また、各年度開催される支部研究会や国際交流委員会による企画、その他の学会研究会活動等で、記録すべき内容のものがあれば、編集委員会で検討のうえ、小特集等の形をとって掲載する。

3. 企画特集について

企画特集は、学会企画研究委員会との密接な連携によりテーマを絞った専門性の高い内容とする。企画研究委員会および理事会と協議のうえ選定されたテーマをうけて、一般会員に企画論文の執筆を依頼するとともに、必要に応じて、テーマにあわせた投稿論文、寄稿推薦論文、学会展望記事等を掲載する。

4. 書評について

書評は原則として毎号掲載する。書評では、会員のものを中心に高い水準と考えられる学術出版物を編集委員会の選定で取り上げるほか、会員からの書評執筆希望があれば、積極的に執筆を依頼する。

5. 投稿論文の公募について

投稿論文は会員に対して公募する。投稿論文は、水準の高さを確保するため厳しい審査を行う。審査内容及び投稿細目は次の通りである。

(i) 投稿者は本学会会員であることを原則とする。ただし、会員外で掲載の必要がある場合には、編集委員会に諮るものとする。

(ii) 投稿は随時受け付ける。

(iii) 論題は地域経済に関するものであれば自由である。ただし、未発表のものに限り、二重投稿は認められない。

(iv) 掲載ジャンルは、「論文」、「研究ノート」、「調査報告」とする。投稿の際には、ジャンルを明示すること。それぞれの基準は次の通りである。

「論文」：学術的な新規性あるいは有効性、論理的一貫性、記述の正確性、結論の明瞭さ、などの諸点において、高い完成度を有する成果。

「研究ノート」：「論文」となり得る理論的・実証的研究の中間報告（速報）や新しい手法の提案、本学会の支部研究会等で報告された中間成果物などが含まれるもの。

「調査報告」：オリジナルな調査に基づいて本学会の関心に沿うような新しい地域経済の情報提示するもの。

(v) レフェリー制度は厳格に適用し、複数のレフェリーによる審査を行う。編集委員会は会員の中からレフェリーを公平・適切に人選する。ただし、審査にあたり特別な知見を要すると判断される場合には、会員外の専門家の意見をあおぐことができるものとする。編集委員会は、レフェリーが特定されないための十分な配慮をおこなうとともに、十分な審査期間を保証する。レフェリーは、掲載の可否決定までは、査読を担当した論文の内容及び査読の内容についての守秘義務を負う。最終的な掲載の可否については、査読結果を総合的に勘案して、編集委員会が判定する。なお、「修正を条件とする掲載可」と判定された場合、投稿者には修正の上、再投稿する資格が与えられる。再投稿された場合は、あらためて査読を行う。

(vi) 編集委員会からの修正要請に対し、原稿の取り下げを希望する場合、投稿者はその旨を直ちに編集委員会に連絡しなければならない。この手続きをしないままに他誌に当該原稿の投稿を行うことは「二重投稿」とみなされる。

(vii) 同一投稿者による同一又は類似の論文については、特殊な場合を除き、原則として2号以上にわたって連続して掲載しない。

(viii) 字数は、「論文」と「研究ノート」は図表・注などを含めて3万字以内、「調査報告」は図表・注を含めて8千字以内とする。

(ix) 査読を経て掲載可と判定された投稿論文から順に、編集管理の都合上、掲載可能な本数で順次最新号に掲載する。

(x) 書式等については、編集委員会が別に定める執筆要領の通りとする。

(xi) 原稿の提出先は下記の通りとする。投稿希望者は、下記担当編集委員宛に原稿データ（図表を含む）をメール添付で送信すること。

日本地域経済学会編集委員会 中澤高志

e-mail: nkzw23@meiji.ac.jp

(担当者から受領の返事がない場合には、再度お問い合わせ下さい。連絡が取れない場合には事務局にご確認下さい。)

6. 原稿の採否について

投稿論文については5の規定に準ずる。大会特集・小特集ならびに企画特集の論文は、編集委員会が選定する専門研究者の意見をもとに、編集委員会が審査し、掲載の採否を決定する。書評・その他については編集委員会が掲載の採否を決定する。

7. 掲載論文等の著作権については、「日本地域経済学会著作権規程」により対応する。

[2010年 3月29日一部改正]

[2012年 4月12日一部改正]

[2013年 5月03日一部改正]

[2014年 2月07日一部改正]

[2018年12月08日一部改正]

[2019年12月07日一部改正]